

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 三慶会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三慶会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事長及び常務理事の報酬)

第3条 法人の役員のうち、理事長及び常務理事に役員報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は、月額報酬とする。
- 3 月額報酬は、別表1に定めるとおりとする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、報酬として別表2の金額を支払う。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬の支払方法)

第5条 第3条に定める役員報酬の支払方法及び支給日は、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成16年8月1日より適用する。

この規程は、平成17年4月1日より適用する。

この規程は、平成21年4月1日より適用する。

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

別表1

区分	月額報酬額
理事長	500,000円
常務理事	300,000円

別表2

区分	報酬額
理事会、評議員会	日額 10,000円
その他	業務の内容等を勘案して金額を定める。